

法人なかま

2026.August

8

No.606

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ
マイページ（会員情報）
利用開始のご案内
- 05 第14回通常社員総会を開催
- 06 会社経理実践講座
- 07 改正税法説明会
- 08 税法実務研修会
- 09 青年部会 経営ミニセミナー
（公開事業）
- 10 税務署からのお知らせ
ダイレクト納付（e-Tax による
口座振替）とは…
- 11 神田わが街
広尾マイスター法律事務所
共同経営弁護士 岩佐 祐希 氏
- 13 コラム
経営者のための法律相談
- 14 コラム
帝国データバンクがお送りする
シリーズ「日本の動向」
- 15 食いしん坊手帖
ORIGINe（オリジン）
- 17 INFORMATION
令和8年度 税法実務研修会
開催予定表



公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

8月

●中小企業のための DX 実践講座
(集合&オンライン形式)

テーマ 第4回「AIを使う会社」と「使わない会社」
1年後の差はここまで開く。



中小企業の
ための
DX実践講座

日時：令和8年8月3日(月) 午後5時～6時30分
会場：神田法人会 2階セミナールーム
講師：(株)モノス 菅原 康平氏

●税法実務研修会
(集合&オンライン形式)

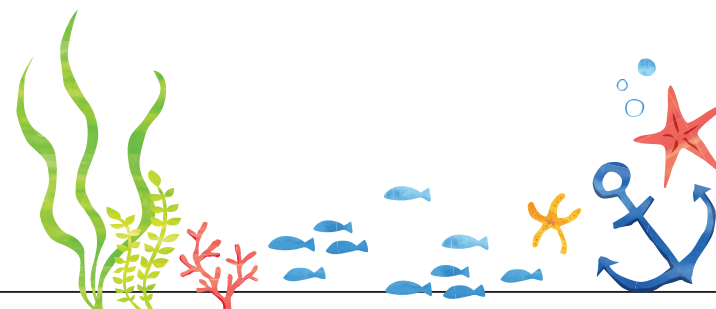


テーマ 法人の損金④
(減価償却費・修繕費・特別償却費等)

税法実務
研修会

日時：令和8年8月24日（月） 午後2時～4時
会場：神田法人会 2階セミナールーム
講師：東京税理士会神田支部所属 税理士

税の暦 8月の税務



- 8月10日
 - 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 8月31日
 - 2 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（・法人事業所税）・法人住民税〉
 - 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 5 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
 - 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
 - 8月中において都道府県の条例で定める日
 - 9 個人事業税の納付（第1期分）
 - 8月中において市町村の条例で定める日
 - 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）





メールアドレス登録 お願いします！



メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の「**税務講習**」「**講演会**」「**お得なイベント**」の案内がメールで届くようになります。参加申込もリンクのフォームから簡単に行うことができます！
- **マイページ**の利用と合わせると、会や会員同士での交流がより向上します（詳しくは右頁を参考）！

※将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、各種お知らせの効率化と紙削減につながり、SDGsの取り組みに貢献することになります。

登録は簡単！

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームペー
ジのバナーからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください

ココを
クリック



FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例：0（ゼロ）とo（オー）、1（イチ）とl（エル）、h（エイチ）とn（エヌ）、ー（ハイフン）と_（アンダーバー）等

記入例

オーアンダーバー イチゼロナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp

宛名



ご注意事項

- ドメイン (kanda-hojinkai.com) 受信拒否設定解除をお願いいたします。
- メールアドレス転記ミス为了避免のため、できるだけスマートフォン、ホームページからの登録をお願いいたします。

◆取得したメールアドレスの取り扱いについて◆

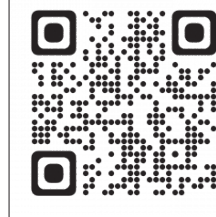
- ・登録いただいたメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

マイページ（会員情報） 利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載！
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能！
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能！
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能！

ご利用条件

メールアドレスの登録が必須となります。

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

運用開始

2024年2月1日

ログイン方法

① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

② マイページへログイン

上段：会員番号またはメールアドレス

下段：パスワード

ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。

アドレス登録申請を頂きましてから
ご利用が可能になるまでに
概ね1週間程度お時間を頂いております。

会員番号変更のお知らせ

マイページ（会員情報）運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 **012** - 012345 ⇒ 【新会員番号】 **1** 012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。
是非、ご登録をお願いします。

公益社団法人 神田法人会

第14回通常社員総会を開催



当会の第14回通常社員総会を6月16日（火）御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター sora city Hallにおいて、午後3時30分より開催した。議案 令和7年度決算報告承認の件は原案の通り承認された。また、令和7年度事業、令和8年度事業計画、令和8年度収支予算の報告がされた後、千葉神田税務署長、井上千代田都税事務所長よりご祝辞を賜り、総会の幕を閉じた。引き続き、水野和敏氏による特別講演が「最小の資源（人、モノ、金、時間）が、新しい世界最高の価値と商品を創りだす」というテーマで行われた。講演会終了後、引き続き懇親会が開催され、終始和やかなムードのまま閉会の挨拶により散会となった。



経理担当者向け研修／オンライン開催

主催：公益社団法人 神田法人会 事業研修委員会

令和8年度

会社経理実践講座 (3時間×2日間コース)

中級者
向け



1日目

1. 決算書を読みこなすためのコツ
 - ・なぜ決算書が必要なの
 - ・決算書は上から読んではいけない
 - ・たった3分で概要を理解する～
 - ・細かい知識は一旦横に置いておく
 - ・ワーク 問題を解く
2. 決算書を最速で読むための基礎知識
 - ・経営視点で数字を読み解く
 - ・「当社はこんな状況です」から見る損益計算書、貸借対照表の意味
 - ・収益と利益はまったく違う～利益と損失の基本のき～
 - ・損益計算書を読む3つのポイント
 - ・貸借対照表の登場人物は3人だけ
 - ・ワーク 問題を解く
3. 損益計算書は「ここ」しか読まない
 - ・資産と負債を把握して「利益」を正しく理解する
 - ・売上高と費用の関係性
 - ・「4つの利益」から会社の経営状態を分析できる
 - ・一度覚えたら忘れない「損益計算書」の読み方
 - ・ワーク 問題を解く
4. 質疑応答 ※1時間置きに休憩を挟みます。

2日目

5. 貸借対照表は「ここ」しか読まない
 - ・財政規模や安全性を読み解く貸借対照表
 - ・5つの読む手順を抑えて読み解く
 - ・倒産を防ぐために必須の項目
 - ・ワーク 問題を解く
6. 損益計算書と貸借対照表を組み合わせ読み解く
 - ・「ROE」「ROA」から真の収益性を見抜く
 - ・決算後の損益計算書と貸借対照表
 - ・「利益剰余金」から読み解く会社の儲け
 - ・ワーク 問題を解く
7. キャッシュフロー計算書は「ここ」しか読まない
 - ・キャッシュフロー計算書の意味合いと活用法
 - ・期首と期末に必須のチェック項目
 - ・4つのキャッシュフローの増減をチェックする
8. 質疑応答
※1時間おきに休憩を挟みます。



講師

合格率ナンバーワン簿記講師、税理士、明治大学客員研究員、建設会社総務経理担当役員、一般社団法人 国際キャリア教育協会理事、ビジネス書著者(34冊)。

石川 和男(いしかわ かずお) 氏

プロフィール：1968年北海道生まれ。埼玉県在住。大学卒業後、建設会社に入社。経理部なのに簿記の知識はゼロ。上司に叱られ怒鳴られる日々を過ごす。このままでは人生がダメになると一念発起。専門性を磨くために働きながら、税理士、宅地建物取引士、建設業経理事務士1級などの資格試験に挑戦し、合格。建設会社のほか税理士、講師の仕事も始める。著書に「会計の用語図鑑」(KADOKAWA)、「決算書は、「ここ」しか読まない」(PHP研究所)、「経理の一流、二流、三流」『今日、会社がなくなっても食えるビジネスパーソンになる!』(ともに明日香出版社)など多数



日時

令和8年9月1日(火)、2日(水)【2日間コース】 午後1時30分～4時30分

会場

ZOOMウェビナーを用いた完全オンライン形式

テキスト

申込ページよりダウンロードしてください。※開催5日前に公開予定です

会費

無料

定員

オンライン 100名様まで

申込期日

8月24日(月)まで

申込方法

神田法人会HPより事前申込制になります

お申込みはこちらからできます!▶



step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「**会社経理実践講座**
(3時間×2日間コース)」
を選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

- お申込について
- ①当会HP事業・研修のご案内より該当研修タイトルオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
 - ③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
 - ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数を忘れず明記してください。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL : 03-3294-2531) まで

令和 8 年度

テーマ

改正税法説明会

令和8年度における
税制改正の概要

参加
無料

このたび当法人会では、法人税、消費税および源泉所得税について、令和8年度の改正点を中心とした説明会を開催致します。
わかりやすく実務に役立つ内容ですので、この機会に奮ってご参加ください。

日 時

令和8年9月8日(火) 午後1時30分～3時

会 場

日本教育会館 7階707号室
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式

講 師

神田税務署法人課税部門担当官

テキスト

・会場参加者には紙の資料を配布致します。
・オンライン参加者へは電子版をご用意致します。
HP申込案内ページ中段「資料URL」より
必ず事前にダウンロードをお願い致します。
(※開催日1週間前より可能)

会 費

無料

定 員

会場 80名様まで
オンライン 500名様まで

申込期日

8月31日(月)まで

申込方法

神田法人会HPより事前申込制になります

日本教育会館 7階707号室

地図

お申込みはこちらからでもできます！▶

お申込に関する注意事項（必ずご一読ください）

■お申込について

●会場参加

①当会HP事業・研修のご案内の「令和8年度 改正税法説明会」会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②送信完了メッセージが届くとお申込完了となります。

●オンライン参加

①当会HP事業・研修のご案内の「令和8年度 改正税法説明会」オンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数を忘れず明記してください。

会場およびオンライン開催

主催：公益社団法人 神田法人会 事業研修委員会

令和 8 年度

テーマ

税法実務研修会

法人の損金⑤
(繰延資産・引当金・租税公課等)

日 時

令和8年9月17日(木) 午後2時～4時

会 場

神田法人会 2階セミナールーム
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式

講 師

東京税理士会神田支部所属 税理士

テキスト

「令和8年版図解法人税」
定価3,740円(税込)
※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。
※既に所持している場合は別途購入の必要ございません。

会 費

会員 テキスト代のみ
非会員 テキスト代+参加費2,000円/社

定 員

会場 50名様まで
オンライン 500名様まで

申込期日

9月4日(金)まで

申込方法

神田法人会HPより事前申込制になります

地図

お申込みはこちらからでもできます！▶

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「税法実務研修会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力しお申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

お申込に関する注意事項（必ずご一読ください）

■お申込について

●会場参加

①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトルの会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②送信完了メッセージが出るとお申込完了となります。

●オンライン参加

①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトルのオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスで登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

●共通

①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。

●会場参加

①開催当日に会場で直接販売致します。

●オンライン参加

①購入希望の場合、申込期日以降に申込登録住所へ発送致します。
②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更はお受け致しかねます。
③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
④テキストの発送・請求は当会からではなく（一財）大蔵財務協会となります。
（請求書についてはテキスト発送時に同封）

7

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL：03-3294-2531) まで

8

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL：03-3294-2531) まで

令和 8 年度

青年部会 経営ミニセミナー (公開事業)



テーマ

経営者のための租税教室

「オーナー企業の事業承継における 税務・法務のケーススタディ」

事業承継は、会社を次の世代へ引き継ぐための大切な準備です。

しかし、実際には「誰に会社を継がせるのか」「株式や財産をどのように承継するのか」「相続が発生した場合にトラブルにならないか」など、税務・法務の両面から検討すべき課題が多くあります。

本セミナーでは、オーナー企業で起こりやすい事例をもとに、事業承継を進めるうえで押さえておきたい税務・法務のポイントをわかりやすく解説します。円滑な承継に向けて、今からどのような備えをしておくべきかを一緒に考えてみませんか。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。



講師 タスク司法書士法人 代表社員

三輪 洋子(みわ ようこ)氏

広尾マイスター法律事務所 パートナー弁護士

岩佐 祐希(いわさ ゆうき)氏

税理士法人KOA 社員税理士

石澤 一成(いしざわ かずなり)氏

日時 令和8年10月2日(金) 午後6時～8時

会場 神田法人会 2階セミナールーム 集合型形式

会費 無料 定員 50名様

申込期日 9月24日(木)まで
* 期日前でも定員になり次第
締め切りとさせていただきます。



申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります
HPからのお申込みが難しい場合のみ、
下記の参加申込用紙にてFAXでお申込みください

お申込みはこちらからでもできます!▶

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「青年部会 経営ミニセミナー(公開事業)」
を選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力しお申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

FAXでのお申込みはこちら

FAX. 03-3294-2500

公益社団法人 神田法人会「青年部会 経営ミニセミナー (公開事業)」参加申込書

法人名			
TEL		FAX	
参加者ご芳名(全員フルネームでご記入ください)			

税務署からのお知らせ



ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)とは…

e-Tax

を利用して納税者名義の預貯金口座から、

口座引落とし

により国税を納付する方法です。

簡単

自動ダイレクトを利用すると、
ワンクリックで納付手続きができる♪

便利

自宅やオフィスから納付ができる♪
早朝、深夜、土日祝でも納付手続きができる♪

ダイレクト納付ご利用までの流れ

詳しいご利用方法は
こちらをご覧ください



e-Taxによるキャッシュレス納付
の利便性を体験できます!



事前準備(初回のみ)



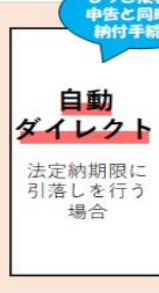
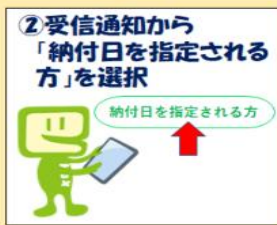
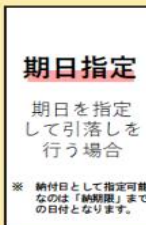
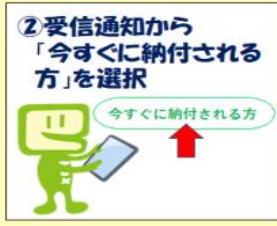
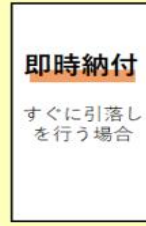
登録が完了したら、
ダイレクト納付を
利用することがで
きます。
※ダイレクト納付
の登録だけでは納
付は完了していま
せん。
納付を行うために
は別途納付手続
(納付指図)が必要
です。

納付方法

申告手続

納付手続

口座引落とし



* 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日に引落としとなります。

神田わが街

第 41 回

広尾マイスター法律事務所

広尾マイスター法律事務所は、港区南麻布に事務所を構える法律事務所である。代表弁護士・本山信二郎氏のもと、民事・商事・労働・知的財産・国際取引・税務訴訟など幅広い分野を手がける。共同経営弁護士の岩佐祐希氏は、事業承継を専門に、民法と税務の両面から中小企業オーナーの課題に向き合っている。

企業データ

●東京都港区南麻布5丁目9番3号
マリンメモリアルビル3階
TEL 03-5739-0228

2026年8月現在



広尾マイスター法律事務所のエントランスで。事務所の看板を背に、岩佐祐希弁護士

マイスターの血を受け継ぐ 弁護士

人に歴史あり

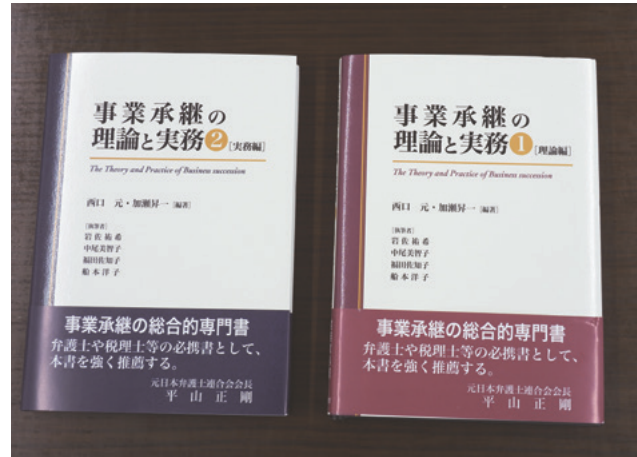
本連載も41回を数えた。3年以上続けてきた。それでも取材に向かうたびに、どこか初めてのような気分になるから不思議だ。同じ人生を歩んできた人など、一人もない。同じ経営をしてきた会社も、一つもない。「人に歴史あり」という言葉の重さを、回を重ねるごとに実感している。

今回ご登場いただいた岩佐祐希さんは港区南麻布に事務所を構える弁護士だ。これまでの40回は神田に根を張る企業のトップを訪ねてきた。神田の外の企業を訪ねるのが初めてであれば、弁護士が登場するのも初めてである。とはいえ、岩佐さんのルーツは神田にある。母方の実家が神田小川町なのである。また、10年ほど前からは岩佐さんご本人が神田佐久間町の住人であり、町会の活動にも積極的にかかわっている。そしてこの6月には神田法人会青年部会の副部長に就任した。広尾と神田、二つの街をつなぐ人物の素顔を聞いた。

祖父、父はフグ職人だった。神田小川町でフグ料理の店を営み、銀座にも出店した。フグ職人の腕の見せ所は、あの白身を紙のように薄く引く技術だ。父の腕前は、職人仲間のあいだでも評判で、75歳を過ぎた今でも、後進に技を伝えに出かけているという。千葉県松戸市で生まれ育った岩佐さんは、子どものころ偏食気味だった。

「給食がとにかく苦手で、私立に行けばお弁当が持てると思って中学受験をしました」。勉強を始めてみたら思いのほか伸びた。早稲田大学系列の早稲田中学に入り、そのまま早稲田高校へ進んだ。高校では理系を選んだ。数学と物理が得意だった。しかし高3で文転を決め、法学部の推薦を得て早稲田大学へ進学した。

弁護士を志したのもちょうどこのころだ。「料理屋にも税務調査が入ることがありますし、いろいろなトラブルに見舞われることもあります。父の仕事を見ながら、法律や税金のことを知っておいた方がいいという感覚が



2024年7月に上梓した『事業承継の理論と実務①〔理論編〕②〔実務編〕』（成文堂刊行）。元日本弁護士連合会会長・平山正剛氏が「弁護士や税理士等の必携書」と推薦する

自然に育っていました」。

フグ職人の父の姿が、息子を法曹の世界へと向かわせた。

大学では通称ワセオケ（早稲田大学交響楽団）でフルートを吹いた。小学生から続けてきた音楽だ。岩佐さんが法学部に在籍した時期は、司法制度改革でロースクール制度が産声を上げたころと重なる。

「ロースクールに行けばみんな弁護士になれる、という雰囲気があって、法学部が一番人気だった時代です」。

弁護士への道が広く開かれたように見えた。しかし現実はその単純ではなかった。合格者が急増した結果、新人弁護士が活躍できる場は逆に狭まっていた。華やかなイメージとは裏腹に、弁護士というキャリアの地図は大きく塗り替えられつつあった。それでも岩佐さんは臆さなかった。早稲田大学法科大学院を修了し、2011年に司法試験に合格した。

縁が呼んだ、 広尾マイスターへの道

大学在学中、岩佐さんは奈良輝久弁護士の事務所でアルバイトをした。民事・商事から税務まで幅広く手がける実務家のもとで、法律の現場を肌で学んだ。修習を終えた年、広尾マイスター法律事務所への入所が決まった。きっかけは縁だった。奈良弁護士が、代表の本山信二郎弁護士と司法修習の同期だったのだ。選考が大詰めを迎えたとき、奈良弁護士が本山弁護士に岩佐さんの評判を伝えてくれた。

「選考が順調に進んでいたところに、奈良先生が背中を押してくれた形です」。

入所後は、元知事を被告とした名誉毀損事件、著名漫画家の著作権紛争、貿易・関税をめぐる裁判、事業承継における会社支配権紛争など、多種多様な案件を経験した。2022年、入所10年目を機に共同経営弁護士（パートナー）に就任した。

ここで一つ、事務所の名前に触れておきたい。「マイスター」とはドイツ語で職人を意味する。

「フグ職人だった父の職人気質を、法律実務にも研究分野にも活かしていきたい」と岩佐さんは言う。

力を入れる分野に据えたのは事業承継だ。

もともと租税法への関心が強く、弁護士登録後に税法研究会で研鑽を積むうち、民法と税法が複雑に絡み合うこの分野に引き込まれた。

「同じ財産でも、民法と税法では扱いがまったく違います。たとえば生命保険は、税法上は相続財産に含まれますが、受取人を

相続人にすれば民法上は原則として、相続財産に入らない。遺留分を請求された場合でも、生命保険を活用することで現金を手当てできる。知っているかどうかで、対策がまるで変わってきます」。

弁護士が税務まで踏み込むことを、業界では奇異の目で見える向きもある。

「弁護士なのになぜ税金の話をするのか、と言われることもあります」と岩佐さんは苦笑する。しかし、中小企業の事業承継の現場では、法律と税務は切り離せない。その確信が、2024年の著書『事業承継の理論と実務』（成文堂）につながった。

佐久間町に根を張る

佐久間町に越してきて10年になる。

「もともと縁のある街でしたから、いつか住んでみたいという気持ちはありました。ちょうどいい物件が見つかったのは、そういうタイミングでした」。

町会には越してきた当初から参加した。神田佐久間町の町会は、新しく来た住民を温かく迎える空気があった。

「出られるときに出去ください、というスタンスで、無理強いがない。そういう感覚の人が多くて、参加しやすかったですね」。

地域の祭りに参加するうちに、神田囃子の稽古にも通うようになった。元々、高い音域が好きで、フルートのほかにピッコロも吹いてきた耳には、囃子の音が自然に馴染んだ。今では神田囃子がすっかり生活の一部になっている。

神田法人会への入会はロースクール時代の友人に誘われたのがきっかけで、3年ほど前のことだ。その後の積極的な活動が認められて、この6月に青年部会の副部長に就いた。そして今年10月2日、青年部会主催のセミナーで岩佐さんが登壇

することになった。テーマは「オーナー企業の事業承継における税務・法務のケーススタディ」だ。

誰に継がせるか、株式や財産をどう承継するか、相続が発生した場合にトラブルにならないか——中小企業の経営者が頭では分かっているけど、なかなか口にはできない問いに正面から向き合う内容である。

遺言書の大切さを知りながら踏み出せない経営者は多い。後継者が先に倒れる、急逝で家族が揉める。備えのないまま迎える事態は、決して珍しくない。事業承継という問題を前にしながら、誰にも相談できずにいる経営者が、神田にも必ずいる。岩佐さんが神田に根を張る理由は、そこにもある。

レポート◎山根和明（広報委員会）

広尾マイスター法律事務所

共同経営弁護士

岩佐 祐希（いわさ ゆうき）

1984年10月 千葉県松戸市生まれ
2007年3月 早稲田大学法学部卒業
2010年3月 早稲田大学法科大学院卒業
2012年12月 第二東京弁護士会弁護士登録・広尾マイスター法律事務所入所
2022年10月 広尾マイスター法律事務所共同経営弁護士（パートナー）就任
神田法人会青年部会副部長、神田法人会税制委員会



「知らなかった」では済まされない、個人情報対策

第1 はじめに

2026年4月、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、注目を集めています。今回の改正では、生成 AI の急速な普及に伴うデータ取扱に関するルールの変更等が盛り込まれていますが、現代の情報社会、ネット社会においては、個人情報保護の問題は、中小企業であっても「知らなかった」では済まされない経営リスクとなっています。

本コラムでは、社長が今すぐ取り組むべき個人情報の実務対応と、会社を守るためのガバナンスについて解説します。

第2 情報漏えいがもたらす会社へのダメージと社長の悩み

1 一発倒産もあり得る「二次災害」の莫大なコスト

万が一、顧客データや従業員の個人情報が漏えいした場合、支払うべきコストは罰金だけにとどまりません。例えば、原因究明のための IT 専門家への調査費用、被害者への謝罪金や損害賠償、再発防止策の構築、そして何より「あの会社は顧客情報を流出した」という信用の毀損が生じてしまいます。SNS 等が発展した昨今においては、むしろ後者の方がダメージは大きく、場合によっては倒産の引き金になってしまう可能性すらあります。

2 「従業員のうっかり」と「生成 AI」の台頭という新たなリスク

社長を悩ませる最大の原因は、従業員の「悪気のない行動」です。「自宅で仕事をするために顧客リストを個人の USB や無料のクラウドに保存した」、「退職するからと、自分が開拓した顧客名簿を持ち出した」といった、内部の人的要因から重大なトラブルが発生し得ます。エレベーターやタクシー内での会話にも気を付けるべきでしょう。最近では、「ChatGPT などの生成 AI に、顧客情報や社外秘のデータをそのまま入力して文書作成や分析をさせてしまう」という新たな漏えいリスクも増加しています。

3 「家族」や「取引先」からの照会に対する安易な回答

顧客の情報だけではなく、従業員の個人情報も守る必要があります。電話や窓口での安易な情報提供も危険です。たとえば、従業員の「家族」を名乗る人物から「本人と連絡が取れないので住所を教えてください」と求められたり、取引先から「あの担当者の個人携帯の番号を教えてください」と言われたりした際、善意や同情から応じてしまうケースもあります。

第3 ではどうすべきか？

1 ルール策定と生成 AI の利用ガイドライン構築

最も重要なのは、形骸化している社内ルールの刷新です。現在の自社の業務実態（クラウドサービスの利用状況やリモートワーク環境）に合わせ、誰が・どの情報に・どのアカウントからアクセスできるのかを明確にした「個人情報取扱規程」等を作成・改定するのもよいでしょう。また、生成 AI

の利用に関しては、情報を学習しないビジネスプラン等を導入しインフラを整える、顧客情報や機密データは入力しないと定めたガイドライン等を早急に整備することが不可欠です。

2 普段からの「声掛け・指導」と誓約書（NDA）の締結

普段から「個人情報は会社の重要資産であり、持ち出しや不適切な扱いは懲戒処分の対象になる」ということを、日頃からアナウンスすることも経営者の役割の一つです。さらに、雇用契約時だけでなく、重要なプロジェクトへの参画時や、退職時等には、秘密保持および個人情報保護に関する誓約書を確実に締結し、違反時のペナルティ（損害賠償請求など）を明確にしておくことで、持ち出しを抑止できます。

3 万が一、漏えいが起きてしまったときの即応体制

どれだけ対策をしても、エラーを100% 防ぐことは不可能です。「起きた後」どのような動きをするか、という点も当然重要です。

- ① 内部報告とこれ以上の被害拡大を防ぐための措置
- ② 事実関係の調査と原因の究明
- ③ 影響を受ける可能性のある本人への誠実な連絡等
- ④ 個人情報保護委員会への速やかな報告（法26条に定める場合）

右往左往せずに動ける「有事のマニュアル」を平時から用意しておくのも良いかもしれません。

第4 終わりに

個人情報保護対策は、単なる「コスト」や「事務作業」ではなく、会社の経営基盤と資産を守るための「投資」と位置付けるべきです。平時のうちに法律に準拠した体制を構築しておくことで、万が一の際にも被害を最小限に抑え、企業の信頼を守ることができます。

弁護士としては、会社の実態に合わせた「個人情報取扱規程」や「AI 利用ガイドライン」の作成、従業員向けの「秘密保持誓約書(NDA)」の整備といった予防法務はもちろん、万が一の漏えい発生時には、個人情報保護委員会への報告や、被害者・取引先とのやり取りの代理を行うことも可能です。ぜひ一度、情報ガバナンスに強みを持つ弁護士にご相談ください。

【講師プロフィール】

周 将煥 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町 1-7-1
有楽町電気ビルヂング北館 12 階
TEL：03-6212-6200 FAX：03-6212-6660

帝国データバンク調査で判明

BCP策定企業は21.4%で過去最高も依然4割が未策定

全国2万2,749社を対象に、2026年の事業継続計画（以下、BCP）の策定状況について尋ねたところ（回答率46.2%）、「策定している」企業は21.4%と前回調査（2025年5月）から1.0ポイント増加し、過去最高となった。一方で、「策定していない」企業は40.7%と、依然より4割を超える状態が続いている。BCP 策定率を企業規模別にみると、「大企業」が39.9%であるのに対し、「中小企業」は18.3%と20ポイント以上の差で推移している。ともに上昇傾向にあるものの、規模間格差のある状況は継続している。

都道府県別にみると、『策定意向あり』の割合は「富山」（62.5%）と「高知」（61.7%）が6割超となった。以下、「香川」（59.5%）、「静岡」（58.3%）となっており、南海トラフ地震の被害が大きいと想定される地域や能登半島地震のあった北陸地域などで比較的 BCP への関心が高い傾向がみられる。

BCP の『策定意向あり』とする企業に事業の継続が困難になると想定しているリスクを尋ねたところ、

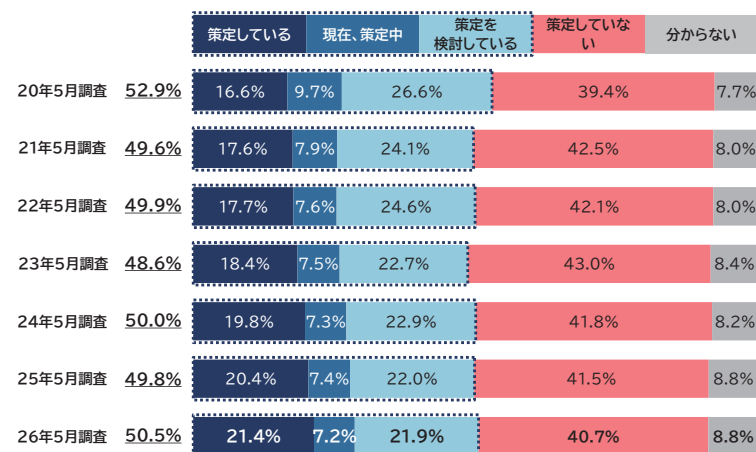
ろ、地震や風水害、噴火などの「自然災害」が67.8%で最も高かった（複数回答、以下同）。次いで、「情報セキュリティ上のリスク」（50.2%）が半数を超え、以下、「設備の故障」（37.9%）、新型ウイルスなどの「感染症」（37.3%）電気・水道・ガスなどの「インフラの寸断」（36.8%）や供給制約などを含む「物流の混乱」（36.5%）が前年比9.0ポイント上昇し続いた。企業を取り巻くリスクは、災害といった特定のリスクにとどまらず、アサヒグループ HD やアスクルなど近年相次ぐ大手企業へのサイバー攻撃、中東情勢の悪化など、性質の異なるリスクが同時または連鎖的に発生することを前提に捉える必要がある。

さらに、事業が中断するリスクに備えて実施あるいは検討している内容を尋ねたところ、「従業員の安否確認手段の整備」（65.3%）、「情報システムのバックアップ」（59.5%）が上位となった。また、「調達先・仕入先の分散」（42.1%）が前年比5.2

ポイント上昇したほか、想定リスクの「物流の混乱」の大幅な上昇が示すように、中東情勢の不安定化や供給制約の長期化を背景に、企業の危機意識が地政学的リスクへと広がっていることが推察できる。

BCP は単なる防災対策ではなく、企業の持続可能性と競争力に寄与する経営課題になりつつある。BCP を「備えるか否か」ではなく、「どの水準でいつまでに備えるか」という実務レベルでの具体的な行動が企業に求められている。

事業継続計画（BCP）の策定状況の推移



注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはならない
注2：下線の値は、『策定意向あり』（点線で囲まれた「策定している」「現在、策定中」「策定を検討している」の合計）の割合

令和版

食いしん坊手帖

Vol.41

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



イサキのグリエ。皮目を香ばしく焼き上げ、トマトとワインビネガーのソースを添える。クレソン・アレンワの新芽をはじめ、彩り豊かな野菜を重ねた一皿

神田錦町が新たな舞台。 和食の精神を宿すフレンチ

レポート◎山根和明（広報委員会）



落ち着いた雰囲気個室。最大8名まで収容可能。貸し切りにも対応している

ORIGINe（オリジヌ）

東京都千代田区神田錦町3-19-5 廣瀬第3ビル1F
電話：03-6692-3324
●営業時間：月～金 18:00～23:00
土・日 12:00～15:00／18:00～23:00
●定休日：なし
●席数：カウンター6席／個室8席
※コースのみ。旬の魚介を中心に、季節ごとに内容が変わる



ムラサキウニとコンソメジュレ。岩手県と北海道から状態のよいものを選び、殻ごと供する。一日がかりで澄ませたコンソメに昆布を加え、海の旨味を重ねた

和食の精神をフランス料理で

白洲次郎の妻として知られ、後に能や骨董、古典をめぐる随筆で独自の境地を開いた白洲正子はかつて『日本には料理がない』と書いた。バターや油、調味料を駆使して素材に手を加える西洋料理や中華料理とは違い、魚や野菜が本来持つ味を生かし、塩や醤油でそっと整える。それが和食の真髄だというのである。その思想を、意外にもフランス料理で表現しようとしている店がある。神田錦町の「ORIGINe（オリジヌ）」だ。2026年2月に開店したばかりの、こじんまりとしたレストランである。控えめな店構え。落ち着いた雰囲気店内には、カウンター6席と個室が1室。厨房に立つのはシェフの吉田徹さん、サービスを担うのは妻でソムリエールの高橋里英さん。夫婦二人で切り盛りしている。「友だちの家で食事を楽しむような感覚で過ごしていただけるよう設計しました」と笑顔で吉田シェフ。愛媛県生まれ。父は松山で和食店を営み、母方は宇和島や伊方

町に続く漁師の家系である。豊後水道の魚が日常にある環境で育った吉田さんは、19歳で料理の道へ進む。淡路島のホテルで修業した後に上京し、神楽坂「メゾン・ドラ・ブルゴーニュ」など都内のレストラン数軒で経験を積んだ。転機は29歳だった。「10年間フランス料理をやってきて、自分の料理が本当にフランス料理なのか確かめたくなったんです」。語学も十分ではないまま渡仏。南仏ニースとパリで計7年間研鑽を積み、ミシュラン星付きレストランではスーシェフ（副料理長）も務めた。帰国後の2017年、大阪・天満橋に「Origin」を開業。店はほどなくミシュランガイド大阪で一つ星を獲得する。だが2025年末、その店を後進に譲り、東京へ移った。「45歳からの10年が、経験も体力もいちばん充実していると思ったんです。だから東京で勝負したかった」。千代田区、中央区、港区を中心に物件を探し歩いた末、神田錦町にたどり着いた。「理想的な場所が見つかったんです」。2026年2月22日、「ORIGINe」が産声を上げた。店名は「起源」「原点」を意味する。大阪時代の「Origin」から表記は変わったが、目指す料理は変わらない。素材の起源に立ち返ること。それが吉田さんの料理の出発点である。

素材以上の味をつけない

「四方を海に囲まれた日本では、鮮度と素材感を前面に出したほうがいいんです。素材以上の味をつけないという和食の姿勢を、フランス料理の技法に組み込みたいと思っています」。パリの星付きレストランでスーシェフを務めた料理人が行き着いたのは、白洲正子が半世紀以上前に綴った言葉と、不思議なほど近い場所だった。その考えを最も端的に表していたのが、一皿目のムラサキウニである。ウニは岩手県と北海道から、その時の状態を見て選ぶ。殻ごと供されたウニの中で、コンソメジュレが静かに揺れている。コンソメは牛筋や挽き肉、香味野菜を使って一日がかりで澄ませたもの。そこへ昆布を加え、海の旨味を重ねた。



アワビのネトルソース。山口県産のアワビを西洋イラクサ（ネトル）のソースで仕立てる。アワビの肝を使った焼きリゾットを添え、一匹を余すことなく使い切る



長いカウンターが印象的な店内。「友だちの家で食事を楽しむような感覚で」という吉田さんの言葉通り、温もりのある空間だ



シェフの吉田徹さんと、ソムリエールの妻・高橋里英さん。夫婦二人でこの店を切り盛りする

「新鮮な素材をお客様に届けたいんです。こういう料理は日本だからできることだと思います。素材が持つ生命力まで皿の上に運ぼうとする姿勢に、吉田さんの料理観がよく表れていた。続いて供されたのはイサキのグリエ。皮目を香ばしく焼き上げ、トマトとワインビネガーのソースを添える。上にはセロリ、赤パプリカ、きゅうり、そしてクレソン・アレンワの新芽。畑で採れるクレソンの仲間、甘みの中にほのかな辛みがある。「クリームもバターも使わず、そのものの味をまっすぐ出したいんです」。脂の乗った白身にトマトの酸味が重なり、軽やかな余韻を残す。素材の輪郭を曇らせないという考え方は、ここでも変わらない。

素材を余さず使い切る

この日、最も印象に残ったのがアワビの一皿である。山口県産のアワビを、西洋イラクサ（ネトル）のソースで仕立てる。フランスではエスカルゴに合わせることの多い香草だが、吉田さんはその野趣ある香りに、アワビの磯の風味と通じるものを感じたという。フランス語でアワビは「オレイユ・ドゥ・メール」、海の耳。その名にちなみ、皿には豚の耳も食感のアクセントに忍ばせた。アワビの濃厚な肝を使った焼きリゾットを添え、一匹を余すことなく使い切る。フランスの高級店では食材の使える部分だけを取り、残りは捨てることも珍しくないという。吉田さんはずっと、その光景が腑に落ちなかった。フランス料理の技法を重ねながらも、吉田さんの視線は最後まで素材から離れない。柔らかに火を入れた身、凝縮した肝の旨味、香草の野趣。複雑な要素を重ねながらも、最後に残るのはアワビそのものの存在感だった。料理によって素材を変えるのではない。素材が本来持つ力を、料理によって引き出す。その姿勢こそが、ORIGINe のフランス料理を特別なものにしている。ワインはボルトリストをフランス中心に組みながら、ペアリングにはボルトガルをはじめ各国のものを織り交ぜる。ホールの里英さんはミシュラン二つ星の店でキャリアを積んだソムリエール。料理との掛け合わせは、全面的に彼女に任せている。定休日はない。来たくても来られない人が出てしまうからだ。「正直、竹橋という駅名は知りませんでしたが、とてもいいところです。来てくれたお客さんも、みんなそう言ってくれます」。江戸の物資を運ぶ舟が行き交った錦町河岸と一ツ橋河岸の間、皇居を背にしたその一室で、今夜も鮮度抜群の魚介がフランス料理に姿を変える。

INFORMATION

令和 8 年度 税法実務研修会 開催予定表

開催日	テーマ
令和 8 年 8 月 24 日 (月)	法人の損金④ (減価償却費・修繕費・特別償却費等)
令和 8 年 9 月 17 日 (木)	法人の損金⑤ (繰延資産・引当金・租税公課等)
令和 8 年 10 月 19 日 (月)	法人税の税額計算・特別控除等

開催時間：午後 2 時～ 4 時
会場：神田法人会 2 階セミナールーム
※テキストは（一財）大蔵財務協会「図解法人税」を使用します。
※日程・テーマは変更が生じる場合がございます。
※詳細な日程や開催方法につきましては、開催 1 ヶ月前の HP 並びに広報誌に掲載いたしますので、ご確認の上お申し込みください。

編集後記

今年から最高気温が四〇度以上で「酷暑日」という気象庁が定めた予報用語が加わり、暑さの厳しさが増していきます。そんな中、夏から秋にかけては、各地で祭礼や盆踊りなど地域の行事が数多く開催されます。岩本町三丁目も先日、サマーフェスティバルを開催いたしました。近年は、区をはじめとする行政も地域コミュニティの活性化を目的に、こうした催しへの支援に力を入れています。

神田のまちも、古くから住み続ける方々に加え、新たに暮らし、働く人々が増え、多様な人が集うまちへと変化しています。だからこそ、お祭りは世代や立場を超えて人と人をつなぎ、地域への愛着を育む大切な機会ではないでしょうか。地域に根差す企業も、その一員です。事業活動を通じて地域経済を支えるだけでなく、祭礼や地域行事への参加・協力を通して、人と人とのつながりを育み、新旧住民が調和するまちづくりに貢献していくことが期待されています。

神田法人会も、会員企業同士の交流はもちろん、地域社会とのつながりを大切にしながら、活力ある神田のまちづくりに貢献していきたいですね。各地域・町会と法人会との連携を改めて考えていきたいと思います。

広報副委員長 早川 智久





創業100年葬儀と供花で信頼と実績

<http://www.hakuzen.co.jp>

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院（宗教者）に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



国の融資制度

「マル経融資」をご活用ください！

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)は、商工会議所の推薦にもとづき日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**で融資を行う制度です

融資額	10万円～2,000万円
返済期間	運転資金 10年以内・設備資金 10年以内
制度の特徴	無担保・保証人不要 (信用保証協会の保証も不要)
融資利率 (固定金利) ※金融情勢により変動の可能性あり	2.60% ※2026年7月1日現在 ・日本政策金融公庫での融資決定時の利率が適用されます。 ・最新の利率については支部へお問い合わせください。
融資対象 (主な項目)	●従業員数20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方 ●商工会議所の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる方 ●最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている方(※創業予定・創業後1年未満の方はご利用いただけません) ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方 ●税金(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納している方

※審査の結果、ご希望に沿えない場合もございます。予めご了承ください。 ※会員・非会員の方問わず利用できます。

「こんな時に使えるのかな？」など
ご不明な点はお気軽にお問合せください！
東京商工会議所 千代田支部
TEL : 03-5275-7286

<窓口専門相談(法律相談)>
経営に関する法律問題について無料で相談できる窓口もございます。※当相談窓口は、経営に関するご相談に限定しております。お問合せは右記二次元コードからも承ります。どうぞご利用ください！



大企業の技術を、中小企業の開発に活かす

製品開発の「壁」、 相談できる相手は いますか？



まずは
ご相談を

他社が保有する優れた社外技術（知的財産）を使った
製品開発も選択肢のひとつです。

事業化まで支援

コーディネーターが技術課題を伺い、最適な技術を紹介、ご要望に沿うよう製品化・事業化を支援します。

知財について
わからなくても安心 /

無料サポート

貴社の課題に合った技術の紹介、マッチングや契約締結に向けた助言などの支援をすべて無料で実施します。

支援による
費用負担ゼロ /

試作開発費を助成

本事業の支援企業を対象に、試作開発経費の一部を助成します。
※別途審査あり

最大500万円
助成率1/2 /

新製品開発でお悩みのみなさま、まずは相談してみませんか？

お問い合わせ先

 公益財団法人 東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター
知的財産活用製品化支援事業

TEL : **03-6284-3131**

Email : chizai-seihinka@tokyo-kosha.or.jp

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/website/>

